

第二次下野市総合計画基本構想（案）・前期基本計画（案）に関するパブリックコメントの結果について

1 パブリックコメントの実施状況

(1) ご意見の募集期間

平成27年12月1日（火）～平成27年12月28日（月）

(2) ご意見の応募者数及び件数

- ・ 応募者数及び件数 2名 4件
- ・ 男女内訳 男性：2
- ・ 年代内訳 60歳代：1 70歳代：1

(3) ご意見の受理状況の内訳

郵送	ファクシミリ	電子メール	持参	計
1	0	1	0	2

(4) ご意見の取扱い

いただきましたご意見は、適宜整理集約して掲載しており、パブリックコメントの対象となる事項についてのみ考え方を示させていただきます。

いただきましたご意見のうち、ご意見の内容が文体・表現や用字・用語に対してのご意見は掲載しておりませんが、必要に応じて反映させていただきます。

また、当意見募集に直接関係しないご意見は掲載しておりませんが、施策・事業の推進に向けた取組を進める中で、今後の参考にさせていただきます。

2 主なご意見の内容とご意見に対する市の考え方

No.	該当箇所	ご意見の内容	ご意見に対する市の考え方
1	<p>【前期基本計画（案）】 6ページ 【重点的な取組】 ○文化芸術団体（文化協会等）活動の支援</p> <p>27ページ 基本施策2-4 文化芸術と文化遺産による豊かな生活環境づくり ■基本方針</p>	<p>「文化芸術施設整備の検討」は、現行総合計画の後期基本計画において重点戦略に位置付けられ、下野市文化芸術活動拠点整備検討委員会から、財源、利用形態、事業手法、事業採算といった課題の解決が図られることを前提に「（仮称）下野市文化会館」の建設を趣旨とする答申が出された。</p> <p>今回の第二次総合計画前期基本計画においては、答申を踏まえ実現に向けて諸課題の解決を進めることを基本方針として取り組むことが、総合計画として合理的であり、連続性が強く求められる。</p> <p>これらの諸課題は容易に解決できる課題ではないので、市の総力を挙げて「重点プロジェクト」として取り組む必要があり、施策の重要性としては同じ分野の施策である「文化芸術団体（文化協会等）活動の支援」と同等以上であると考えることから、しもつけ重点プロジェクトの一つとして、「文化芸術施設整備に関する諸課題の解決」を掲げる。また、基本方針の記述を整備の実現に向け諸課題の解決を進めるとの修正提案である。</p> <p>しかし、建設が無理ならば、「一般施策として継続検討」という中途半端な位置付けにせず、正直に「文化芸術施設の整備は、当市の現状では現実的でない。したがって、次期計画には盛り込まない。」と宣言すべきではないでしょうか。</p>	<p>文化芸術施設の建設については、「下野市文化芸術活動拠点整備検討委員会」の答申を受け、利用形態、規模や機能などを想定し検討を進めてきましたが、答申内容の規模の施設では、建設費用が大きく、更に事業採算性の確保が難しい状況となっています。そのため、本市の規模に合った施設の規模や形態等の再構築が必要と考え、この地域での事業採算にはどのような形態が最良なのか、財政負担はもとより、民間活力の導入、マーケットリサーチや運営のシュミレーションなど、更に詳細で慎重な検討が必要であると判断しているところです。これらにより本計画においては、個別の基本施策の中で引き続き検討を進めていくとし、原案のままとさせていただきます。</p>
2	<p>【前期基本計画（案）】 18ページ ■主な事業内容・担当課 施策1-5-2、1-5-3、1-5-4</p>	<p>生活保護の適正実施と生活困窮者の自立支援、特定疾病福祉の充実、保険・年金事業の充実などの施策は、国の生活保護法、国民年金保険法、国民健康保険法などが関係し、大きく捉えれば社会保障の一環である。そのため地域福祉づくりとは別にした方が良く考えるがどうでしょうか。</p>	<p>国の法律による生活保護、国民年金、国民健康保険などの各事業に係る市の業務においては、例えば生活保護世帯になると国民健康保険から脱退が必要になるなど関連のある場合も多く、円滑な事業推進においては各事業の連携が重要となっています。また、生活困窮者や高齢者への適正な対応・支援には、市民ボランティアなど地域における福祉力の向上が重要となっており、基本方針には福祉ニーズに対応するため地域福祉の充実を掲げており、原案のまま、基本施策1-5誰もが安心して暮らせるまちづくりの中での表現とさせていただきます。</p>

No.	該 当 箇 所	ご 意 見 の 内 容	ご意見に対する市の考え方
3	<p>【前期基本計画（案）】 18ページ ■主な事業内容・担当課 施策1-5-2</p>	<p>施策1-5-2では、「生活保護の適正実施」や「生活保護制度の適正な運用」となっており、生活保護を運営実施する上での表現としては良いと思うが、基本構想を受けた本計画では、国の生活保護法の主旨の文言を表記してはどうか。 例：「生活に困窮している市民の福祉的養護の充実及び生活保護の適正実施と自立助長に向けての就労等の支援」</p>	<p>本計画に記載する文章については、市民にとってわかり易い表現を前提としております。主な事業名は国や県の制度に即した内容で、簡潔でよりわかり易い表現としております。また、施策名も同様に簡素でわかり易く、かつ主な事業を網羅できる表現としておりますので、原案のままとさせていただきます。</p>
4	<p>【前期基本計画（案）】 32ページ ■市民満足度</p>	<p>「自然災害への対応や危機管理により」の表記があるが、この危機管理としての具体的な施策への表記が見受けられない。具体的に表記した方が総合計画として良いと思うがどうか。</p>	<p>本市は自然災害が少なく、市民意識調査においても安全性が高いと思うという割合が約8割となっており、消防や防災に係る満足度は高くなっております。しかし、最近の異常気象による水害など、あらゆる災害への対応や日常の防犯対策など、市民が安心して暮らすことのできるまちづくりを更に強化するため、防災・減災設備の充実や意識の推進を図る計画としており、自然災害などへの危機管理の意図が読み取れると考えおりますので、原案のままさせていただきます。 また、近年では互助として、自主防災組織など地域で助け合う組織が重要となっており、市民・地域・行政の連携強化による防災力の向上を図る計画としております。</p>